

公開概要書

受付日	令和 8 年 7 月 8 日	回答日	令和 8 年 7 月 22 日	担当課	土木課
意見等の内容	市役所の建物の前の道路を横断する際、横断歩道は階段の方のみあるが、足に障がいのある私は、スロープでしか建物に入れないので、この建物の前の道路からスロープの下まで横断歩道をつけていただきたい。				
回答の内容	足に障がいがおありの中、市役所へのアクセスに支障が生じているというご状況を拝察いたすところではございますが、横断歩道の設置につきましては、島根県公安委員会の権限に属するところとなります。 しかしながら、本市といたしましては、すべての市民の皆様が安全で円滑に道路をご利用いただくことが重要な責務であると認識しております。 この度いただきましたご指摘のように、障がい者の皆様の安全確保という視点からも大変貴重なご意見ですので、本市より島根県公安委員会にお伝えしてまいりたいと考えています。 すべての市民の皆様にとって安全で利用しやすい道路環境となるよう、関係者の皆様のご協力をいただきながら、引き続き努力してまいります。				